

改正

令和7年3月31日告示第66号

伊豆市耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、木造住宅へ耐震シェルター又は防災ベッドを設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でも居住者の安全を守る機能を有する箱型の構造物のものをいう。
- (2) 防災ベッド 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でもベッド内の居住者の安全を守る機能を有するベッド型の装置をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅の1階部分（住宅の構造上1階とみなす部分を含む。）に耐震シェルター又は防災ベッドを設置する事業とする。

- (1) 市内において、既存木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日に工事中の木造住宅をいう。以下同じ。）の住宅であって、現に居住の用に供しているもの（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- (2) 過去に、伊豆市建築物等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成19年伊豆市告示第69号）に基づく、木造住宅の耐震改修事業の補助金の交付を受けたものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に掲げる要件に該当する住宅の所有者又は使用者（当該所有者が承諾したものに限り。）であること。
- (2) この告示の補助金以外に補助事業に対し補助等の交付を受けていないこと。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震シェルターについては、耐震シェルターの購入費、設置費並びに設置に係る基礎及び床補強工事に要する費用
- (2) 防災ベッドについては、防災ベッドの購入費、設置費並びに設置に係る基礎及び床補強工事に要する費用

(補助対象製品)

第6条 補助対象製品の採択基準等は、静岡県における耐震シェルター整備事業及び防災ベッ

ト整備事業の交付事務取扱要領に定めるものとする。

(補助率等)

第7条 補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター又は防災ベッドを設置しようとする住宅(以下「申請住宅」という。)が、既存木造住宅であることを確認できる書類
- (2) 設置計画図面及び仕様書
- (3) 見積書の写し
- (4) 申請住宅の所有者の承諾書(補助対象者が申請住宅の所有者でない場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けてはならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ耐震シェルター・防災ベッド設置事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、耐震シェルター・防災ベッド設置事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日まで、耐震シェルター・防災ベッド設置事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置に係る写真（設置の前後を確認することができるもの）
- (2) 設置費に係る領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター・防災ベット設置事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第66号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| 区分 | 補助率及び補助額 |
|---------|---|
| 耐震シェルター | 1件ごとに、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、400,000円を限度とする。 |
| 防災ベット | 1台ごとに、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、400,000円を限度とする。 |